

企業誘致奨励制度のご案内

富津市では、産業の振興及び雇用の促進を図ることを目的として、市外から新たに本市に工場等を新設する企業に対し、奨励金を交付します。

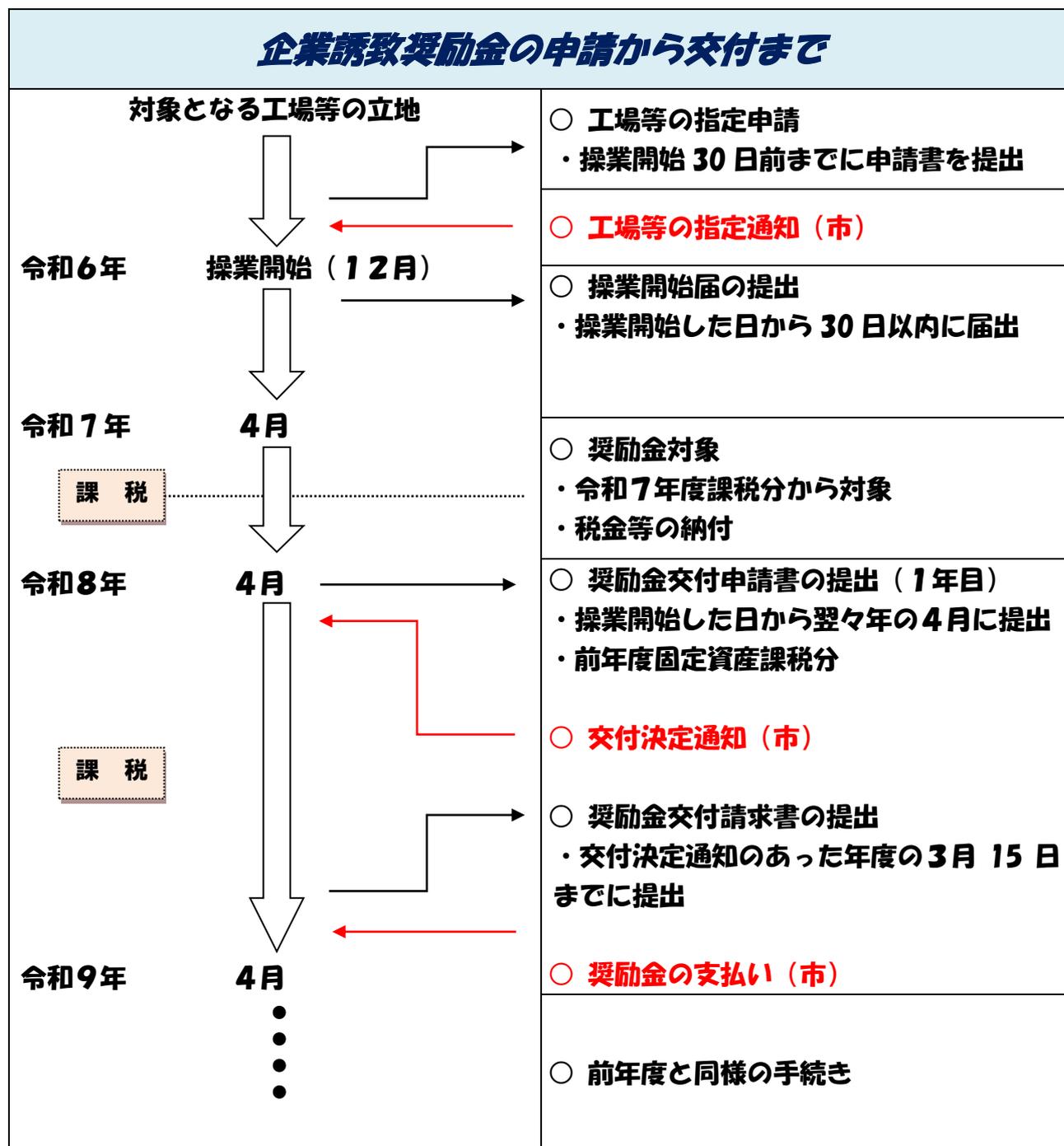
○ 奨励金制度の概要

対象企業及び対象事業施設	<ul style="list-style-type: none">◆ 市外から新たに富津市に工場等を新設する企業◆ 製造業又は加工業◆ 電気・ガス・熱供給業（再生可能エネルギーによるものに限る）◆ 水産養殖業◆ 上記の事業に関連する流通、試験、研究等に係る施設
奨励措置	<ul style="list-style-type: none">◆ 固定資産税の収納額に相当する額の範囲内における奨励金を交付
交付期間	<ul style="list-style-type: none">◆ 3年間
交付時期	<ul style="list-style-type: none">◆ 奨励措置の対象となる年度の翌年度に交付
要件	<ul style="list-style-type: none">◆ 投下固定資産額が1億円以上◆ 常時雇用従業員が5人以上◆ 環境の保全について適切な措置が講じられていること◆ 税金等の滞納がないこと 等
根拠例規	<ul style="list-style-type: none">◆ 富津市企業誘致条例及び同施行規則



富津市おもてなしキャラクター
ふつつん

○ 奨励金交付までのフローチャート



※ 令和6年12月に操業開始した場合に1回目の奨励金の交付を受けるまでの手順を示したものです。2年目以降も毎年申請が必要です。

【お問い合わせ先】

富津市 建設経済部 商工観光課 商工係
 TEL 0439-80-1287
 〒293-8506
 千葉県富津市下飯野2443番地